

理由

本地区計画は、既存の市街化区域の工業専用地域に隣接しており、工業専用地域内の基盤施設を有効に活用できる地域であることから、周辺環境と調和のとれた良好な工業地区の形成を図るため、令和2年2月に都市計画の決定を行いました。

しかし、周辺の自然環境とより一層調和したゆとりある土地利用を図るため、計画区域の変更を行い、建築高さについてより厳しい規制をしようとするものであります。

また、工業的土地利用における安全性及び効率性のより一層の向上を図ることで、地域住民の生活環境の向上及び地域経済の安定した発展に資するため、今回、計画を変更しようとするものであります。